■令和8年度上半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額（税込）	契約締結日	履行期間（納入期限）		適用条項（地方自治法施行令第167条の2第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
1	市民生活部	市民政策課	ネットワークカメラクラウド利用等業務委託料	アイテック阪急阪神株式会社	¥1,945,680	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	ネットワークカメラとマイクロサーバーに組み込まれたビーコン機能による「安全・安心見守り事業」は、令和7年度を以って事業廃止（ビーコン機能停止）となったが、令和5年度に全基更新、また、同年より毎年増設を続けており、令和8年度以降もネットワークカメラとして運用を継続する。市域に既存の28基のネットワークカメラを防犯対策として一元管理するが、「安全・安心見守り事業」において、専用機器の設置、各種調整等を委託していた「アイテック阪急阪神株式会社」により構築された独自システムであることから、同社でしか引き続き業務の履行ができない。
2	市民生活部	市民政策課	令和8年度ネットワークカメラ増設業務	アイテック阪急阪神株式会社	¥3,336,300	令和8年9月11日	令和8年9月11日	令和9年3月31日	第2号	ネットワークカメラとマイクロサーバーに組み込まれたビーコン機能による「安全・安心見守り事業」は、令和7年度を以って事業廃止（ビーコン機能停止）となったが、ネットワークカメラは令和5年度に全基更新し、同年より毎年増設を続けており、令和8年度以降も同機種のマイクロサーバーを使用したネットワークカメラとして運用を継続する。市域に既存のネットワークカメラを防犯対策として一元管理するが、「安全・安心見守り事業」において、専用機器の設置、各種調整等を委託していた「アイテック阪急阪神株式会社」により構築された独自システムであることから、同社でなければ引き続き設置業務の履行ができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とするものである。
3	市民生活部	市民課	戸籍業務関連システム保守業務委託	日本電気株式会社　関西支社	¥19,652,688	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	本市はNEC（日本電気(株)）製の戸籍関連システムを使用している。当該機器の保守作業に、必要な知識及び技術を有しているのはNECのみであり、保守を確実に履行が可能であるため。
4	市民生活部	市民課	戸籍附票システム　旧氏及び旧氏の振り仮名改修業務委託	日本電気株式会社　関西支社	¥7,392,000	令和8年4月10日	令和8年4月10日	令和9年3月31日	第2号	本市はNEC（日本電気(株)）製の戸籍附票システムを使用している。当該機器の保守作業に、必要な知識及び技術を有しているのはNECのみであり、保守を確実に履行が可能であるため。
5	市民生活部	環境室	令和8年度地域美化一斉清掃業務（収集運搬）	エスク株式会社	単価契約	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	本案件のコンテナ設置において、市が指定する日に臨時で十数台設置できる業者がこれまで随意契約してきた業者のみである。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数条件を満たすことが必要であり、全ての条件を満たす者が1者に特定されるため、随意契約による契約締結を行うもの。
6	市民生活部	環境室	一般廃棄物（刈り草・樹木等）処分業務	株式会社都市樹木再生センター	単価契約	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	大東市に業者登録し、樹木等の資源化が可能である近隣にある業者が1社であり、運搬に要する時間や燃料・人件費を考えると近隣の業者が望ましいこと。 また、剪定枝、幹、根のみならず草や竹についても資源化が可能なこと。

■令和8年度上半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額（税込）	契約締結日	履行期間（納入期限）		適用条項（地方自治法施行令第167条の2第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
7	市民生活部	環境室	ごみ・し尿手数料口座振替対応業務	株式会社日立システムズ 関西支社	¥1,430,000	令和8年7月22日	令和8年7月22日	令和9年3月31日	第2号	ごみ回収管理システム及びし尿汲取管理システム及び住基システムは、開発・設計・保守管理を(株)日立システムズ関西支社が行っているため、システムの改修作業を実施できるのは同社のみである。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないとき」の規定、及び令和7年4月1日付け「随意契約ガイドライン」の「2. その性質又は目的が競争入札に適しないとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）一般事例（サ）」の指針に基づき、現行業者である「(株)日立システムズ 関西支社」と随意契約するもの。
8	市民生活部	環境室	大東市し尿処理センタートラックスケール機器修繕	近江度量衡株式会社	¥6,129,200	令和8年6月22日	令和8年6月22日	令和9年3月31日	第2号	大東市し尿処理センターで使用しているトラックスケールは、し尿及び浄化槽汚泥の処理量を管理する設備である。しかしながら、現在、本設備は経年劣化等により、故障しているため早急に修繕が必要である。 本設備の修繕にあたり、当該設備設置業者以外において修繕させた場合、以後の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがあるため随意契約とするもの。
9	市民生活部	環境室	河川清掃業務（ボートに関する業務）	株式会社フォース	単価契約	令和8年4月10日	令和8年4月10日	令和9年3月31日	第6号	本業務は受託業者が、市所有のボートを使用し、寝屋川流域河川の清掃業務及びボートの点検・修繕を行う業務である。 当該業者は市所有ボートの購入元でありボートのメンテナンス事業も行っている。 点検・修繕業務において、購入元である当該業者以外の業者が行った場合、故障や事故等が発生した場合の責任の所在が不明確になることに加え、当該ボートの性能や仕様を熟知しておらず、費用面や時間面で不利となる。また、清掃業務においても、当該業者以外の業者が行った場合、ボートの操作確認や訓練等の必要が生じることにより費用面や時間面で不利となる。 よって、当該業者と契約することが入札に付するよりも有利であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により当該業者と随意契約を締結するものとする。
10	市民生活部	環境室	河川清掃業務（ゴムボート操船及び河川ごみ回収）	一般社団法人　くらし相談	単価契約	令和8年4月10日	令和8年4月10日	令和8年3月31日	第6号	本業務は、ゴムボートを用いた河川内の清掃作業であり、安全かつ効率的な作業の実施のためには、河川の状況及び清掃作業に精通していることが必要不可欠である。 当該業者は、本市において船舶を使用した河川清掃業務（浮遊ごみ回収業務）を長年受託しており、河川の特性や危険箇所、効率的な作業手順等について十分な知見と実績を有している。 また、本業務において使用するゴムボート及び関連備品については本市が貸与するものであるが、当該業者は市内乗船所の近くに保管場所（貸し倉庫）を有しており、資機材の運搬及び準備を迅速かつ効率的に行うことが可能である。これにより、運搬経費の縮減及び緊急時の即応対応が見込まれる。 仮に競争入札に付した場合、河川清掃業務に不慣れな業者が受注する可能性があり、作業効率の低下や安全性の確保に支障を来すおそれがあるほか、資機材の運搬・準備に係る追加費用や時間を要することが想定される。 以上の理由により、競争入札に付することが不利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、随意契約とする。